令和７年度

小樽市「財政健全化」審査意見書

小樽市監査委員

目　　次

第１　審　査　の　概　要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

１　審　査　の　種　類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

２　審　査　の　対　象 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

３　審　査　の　着　眼　点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

４　審査の実施内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第２　審　査　の　結　果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

１　総　合　意　見 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

２　個　別　意　見 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

（１）実　質　赤　字　比　率 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

（２）連結実質赤字比率 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

（３）実質公債費比率 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

（４）将　来　負　担　比　率 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

令和７年度　小樽市財政健全化審査意見書

令和７年度小樽市財政健全化審査の実施結果について、以下のとおり報告します。

なお、審査の実施に当たっては、小樽市監査基準（令和２年小樽市監査委員告示第３号）に準拠しました。

第１　審　査　の　概　要

１　審査の種類　　健全化判断比率審査

２　審査の対象

（１）令和７年度　実質赤字比率

（２）令和７年度　連結実質赤字比率

（３）令和７年度　実質公債費比率

（４）令和７年度　将来負担比率

３　審査の着眼点

市長から提出された上記の各比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係法令に従い適正に算定されているか、また、各計数が正確であるかを着眼点としました。

４　審査の実施内容

（１）審査に付された書類

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

（２）審査の方法

前記書類の検証を行いました。また、健全化判断比率並びに令和７年度決算数値及び地方財政状況調査表の数値と符合しているかどうかについて確認するとともに、必要に応じ関係部署に説明を求め、審査を実施しました。

（３）審査の期間　　令和８年８月３日　～　令和８年８月２６日

第２　審　査　の　結　果

１　総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に適合し、かつ、正確であるものと認められました。

なお、健全化判断比率の推移は、次のとおりです。

健全化判断比率の推移

（単位：％）

区　　分	令和７年度	早期健全化基準 財政再生基準	令和６年度	令和５年度	令和４年度	令和３年度
実質赤字比率	－	11.68 20.00	－	－	－	－
連結実質赤字比率	－	16.68 30.00	－	－	－	－
実質公債費比率	3.4	25.0 35.0	3.6	4.0	4.7	5.7
将来負担比率	23.2	350.0 ／	26.6	25.0	26.0	30.1

本年度は、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は共に生じておらず、また、実質公債費比率及び将来負担比率は早期健全化基準を下回っています。

２　個別意見

健全化判断比率の概要及び個別意見は、次のとおりです。

（１）実質赤字比率

実質赤字比率は、次の算式で算定する比率で、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。

$$\text{実質赤字比率}(\%) = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

実 質 赤 字 比 率

（単位：千円）

会　計　名		実 質 収 支 額		増　減
		本 年 度	前 年 度	
一般会計等	一般会計	1,302,455	200,272	1,102,183
	住宅事業特別会計		0	0
実　質　赤　字　額		△ 1,302,455	△ 200,272	△ 1,102,183
標 準 財 政 規 模		32,867,800	32,181,088	686,712
実 質 赤 字 比 率		% －	% －	
実質赤字・黒字比率 ※赤字の場合は再掲		（△ 3.96）	（△ 0.62）	ﾎﾟｲﾝﾄ （△ 3.34）

（注）１　実質赤字額及び各比率は、赤字を正数で、黒字を負数（△）で表示しています。
　　２　実質黒字比率は、参考として実質赤字比率の例に倣い算出し、括弧表示しています。
　　３　住宅事業特別会計は、令和６年度末をもって廃止されています。

本年度は、一般会計において、主に地方消費税交付金や地方交付税などの歳入で予算額を上回ったほか、職員給与費や生活保護費等の扶助費、除雪費、他会計繰出金などの歳出で不用額を生じたため、1,302,455千円の黒字となり、実質赤字比率は生じませんでした。

なお、実質黒字比率は3.96％となり、前年度と比較すると3.34ポイント上昇しました。

（２）連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、次の算式で算定する比率で、一般会計等のほか公営企業会計等を含む全会計を対象とした実質赤字額及び資金不足額の合計から実質黒字額及び資金剰余額の合計を控除した額の標準財政規模に対する比率です。

$$\text{連結実質赤字比率}(\%) = \frac{(\text{実質赤字額}+\text{資金不足額}) - (\text{実質黒字額}+\text{資金剰余額})}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

連結実質赤字比率

（単位：千円）

会計名		実質収支額 本年度	実質収支額 前年度	増減
一般会計等	一般会計	1,302,455	200,272	1,102,183
	住宅事業特別会計		0	0
政令で定める特別会計	国民健康保険事業特別会計	59,745	100,309	△ 40,564
	介護保険事業特別会計	194,954	143,615	51,339
	後期高齢者医療事業特別会計	90,139	84,840	5,299

会計名			資金不足額又は資金剰余額 本年度	資金不足額又は資金剰余額 前年度	増減
公営企業会計	法適用企業	病院事業会計	△476,016	－	△ 476,016
		水道事業会計	1,819,469	1,694,102	125,367
		下水道事業会計	495,198	501,173	△ 5,975
		産業廃棄物等処分事業会計	1,667,066	1,617,496	49,570
		簡易水道事業会計	45,659	1,013	44,646
	法非適用企業	港湾整備事業特別会計	7,849	94,413	△ 86,564
		水産物卸売市場事業特別会計	0	0	0

連結実質赤字額	△ 5,206,518	△ 4,437,233	△ 769,285
標準財政規模	32,867,800	32,181,088	686,712
連結実質赤字比率	% －	% －	
連結実質赤字・黒字比率 ※赤字の場合は再掲	（△ 15.84）	（△ 13.78）	ポイント （△ 2.06）

（注）1　政令で定める特別会計とは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第２条に規定する特別会計です。
2　法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業です。
3　資金不足額又は資金剰余額は、資金不足額を(△)で、資金剰余額を正数で表示しています。また、「－」表示は、解消可能資金不足額（事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額）を考慮したことにより、資金不足額が発生しない場合を示しています。
4　連結実質赤字額及び各比率は、赤字を正数で、黒字を負数(△)で表示しています。
5　連結実質黒字比率は、参考として連結実質赤字比率の例に倣い算出し、括弧表示しています。
6　住宅事業特別会計は、令和６年度末をもって廃止されています。

本年度は、一般会計等及び政令で定める特別会計の実質赤字は生じませんでした。一方、公営企業会計（法適用企業及び法非適用企業）の病院事業会計で資金不足を生じましたが、連結実質赤字比率は生じませんでした。

実質黒字を生じた会計は、一般会計、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計及び後期高齢者医療事業特別会計で、その合計額は1,647,293千円でした。

公営企業会計において資金不足を生じた会計は、病院事業会計で、その金額は476,016千円でした。また、資金剰余を生じた会計は、水道事業会計、下水道事業会計、産業廃棄物等処分事業会計、簡易水道事業会計及び港湾整備事業特別会計で、その合計額は4,035,241千円でした。

この結果、全会計の合計は5,206,518千円の黒字となり、連結実質黒字比率は15.84％で、前年度と比較すると2.06ポイント上昇しました。これは、資金剰余額で348,972千円減少しましたが、実質収支額で1,118,257千円増加したためです。

＜意　見＞

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、両比率とも生じていません。

今後の財政運営に当たっては、人口減少等により税収や事業収入などに及ぼす影響が懸念されることから、引き続き収支バランスに留意しながら、一層の財務体質の強化に努められることを期待するものです。

（３）実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計などが負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率で、次の算式で算定する比率の３か年の平均値です。

$$\text{実質公債費比率}(\%) = \frac{\text{地方債の元利償還金（公債費充当特定財源を控除）＋準元利償還金} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \times 100$$

実質公債費比率

（単位：千円）

区　　分	令和７年度	令和６年度	令和５年度	令和４年度
① 地方債の元利償還金（繰上償還額及び借換債を財源として償還した額を除く。）	4,701,848	4,782,788	4,803,787	4,912,796
② 公債費充当特定財源	917,439	979,797	950,541	965,602
③ 準元利償還金	1,361,912	1,424,361	1,504,486	1,582,222
④ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	4,171,850	4,275,840	4,373,886	4,467,003
⑤ 標準財政規模	32,867,800	32,181,088	31,858,052	31,905,971
各年度の実質公債費比率（%） (①-②+③-④)／(⑤-④)×100	3.39585	3.40980	3.57968	3.87191
本年度の実質公債費比率（%） （３か年平均）	3.4			
前年度の実質公債費比率（%） （３か年平均）		3.6		
増減ポイント	△ 0.2			

本年度の実質公債費比率は3.4%で、前年度と比較すると0.2ポイント改善しました。

これは主に、本年度は令和４年度と比較して地方債の元利償還金で210,948千円、準元利償還金で220,310千円それぞれ減少したためです。

（4）将来負担比率

将来負担比率は、市の実質的負債の財政規模に対する割合で、次の算式で算定します。

$$\text{将来負担比率}(\%) = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{充当可能特定歳入} + \text{地方債残高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \times 100$$

将来負担比率

（単位：千円）

区　　分		金　額		増　減
		本年度	前年度	
将来負担額	A	65,913,907	65,473,566	440,341
地方債の現在高		45,805,342	45,316,643	488,699
債務負担行為に基づく支出予定額		0	0	0
公営企業債等繰入見込額		11,276,761	11,609,316	△ 332,555
組合負担等見込額		729,215	685,557	43,658
退職手当負担見込額		8,102,589	7,862,050	240,539
設立法人の負債額等負担見込額		0	0	0
連結実質赤字額		0	0	0
組合連結実質赤字額負担見込額		0	0	0
充当可能財源等	B	59,247,425	58,027,232	1,220,193
充当可能基金		11,360,920	10,171,167	1,189,753
充当可能特定歳入		6,920,338	6,447,505	472,833
基準財政需要額算入見込額		40,966,167	41,408,560	△ 442,393
将来負担額－充当可能財源等	C（A－B）	6,666,482	7,446,334	△ 779,852
標準財政規模	D	32,867,800	32,181,088	686,712
算入公債費等の額	E	4,171,850	4,275,840	△ 103,990
標準財政規模－算入公債費等の額	F（D－E）	28,695,950	27,905,248	790,702
将来負担比率（%）	C/F×100	23.2	26.6	ポイント △ 3.4

本年度の将来負担比率は23.2%で、前年度と比較すると3.4ポイント改善しました。

これは主に、地方債の現在高などの将来負担額が440,341千円増加しましたが、充当可能財源等で1,220,193千円増加したためです。

＜意　見＞

実質公債費比率及び将来負担比率については、それぞれ早期健全化基準を下回り、かつ、前年度と比較して改善が見受けられることから、これまでの財政健全化に向けた取組の成果であると評価するものです。

今後の財政運営に当たっては、公共施設の更新など、財政負担の増加も懸念されますので、中長期的な視点に立ち、計画的かつ厳選された事業の実施に努められ、将来にわたって財政の健全性が堅持されることを期待するものです。